

第2回犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会 会議録（要旨）

1 日 時

令和元年5月13日（月）14時～16時

2 場 所

大阪市役所 屋上階（P1）共通会議室

3 出席者

【委員】（50音順・敬称略）

大岡 由佳	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 准教授
大川 哲次（副座長）	認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 代表理事
川本 哲郎（座長）	同志社大学 法学部 教授
武 るり子	少年犯罪被害当事者の会 代表
田畑 耕一	TAV 交通死被害者の会 事務局長
林 良平	犯罪被害者の会（つなぐ会） 理事
松山 純子	弁護士

【大阪市】

田丸 卓嗣	市民局 理事
山本 功人	市民局 ダイバーシティ推進室長
古武 誠司	市民局 ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長
木村 和彦	市民局 ダイバーシティ推進室 共生社会づくり支援担当課長代理
木場 悟	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課担当係長

4 議 題

（1）条例骨子案について

5 議事要旨

資料の確認

議題（1）条例骨子案について

・資料1・2に基づき、事務局より説明

委員

・事務局から、前回出された意見に対する対応と、骨子案たたき台の説明があったが、網掛け部分の7と15について補足してほしい。

事務局

- ・7と15については、大阪市としての目玉になるという施策がこの2点ということで、網掛けをしている。

委員

- ・前回出していた意見を反映して7と15はできたもので、それが今回の条例の一つの大きな特徴になるということであるが、今の段階では事務局から説明があったとおり、条例に書くものと、条例には書かないけれど要綱に書くもの、先送りになるものが出てくると思う。
- ・資料3に載っている神戸市の条例は、平成25年に制定されたが、平成30年に改正されている。
- ・先送りになったものでも次の条例の改正のときに、その運用状況を見て取り入れられるということもあると思う。
- ・ここで活発に意見を出していただき、今の骨子案を前へ進めることにしたいと思う。

委員

- ・第1回で配付された資料1について、大阪市の条例制定に向けた検討として2つの点をあげているが、1つ目は条例制定の意義。
- ・「被害者支援について持続的に取り組むという姿勢を明確にすること。市民の理解や協力の一層の促進を期待できるとともに、全庁一体となったさまざまな支援施策や、関係機関との連携・協力が得やすくなる」ということである。
- ・条例制定するにあたっての検討課題として、経済的支援のことをうたっており、見舞金及び家事や育児等の支援のため、給付制度の導入を検討するとしている。
- ・2つ目が、被害当事者の意見の反映。
- ・見舞金や経済的な支援は必要だということは、私も前回述べているが、前回は見舞金とうたわれているけれども、今回はそれが抜けている。
- ・被害者支援で一番問題になっているのは経済的支援である。
- ・経済的支援の問題が、どうしてこのたたき台から抜けているのか。

事務局

- ・経済的支援については、資料2の9番「経済的負担の軽減等」に書いている。
- ・現状は「経済的負担の軽減等」ということで、「犯罪被害者等が犯罪等の被害を受けたことによる経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行う。」としている。
- ・2つ目に、「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、住居の提供等必要な支援を行う。」としており、先行市の制度を参考にしながら、具体的な対象者の範囲や支援内容について検討してまいりたいと考えている。
- ・具体的な項目としては、要綱等で規定したいと考えている。

委員

- ・ここを目玉にしたのではないか。
- ・摂津市は見舞金の支給、日常生活の支援、家賃の補助などはっきり書いている。
- ・大阪市が目玉にするのであれば、経済的支援は遅れているから、こういう抽象的な文言ではなく、ある程度具体的に書く方がいいと思う。

事務局

- ・今回、資料として出しているものは、位置付けとしては骨子素案のたたき台ということで、理解いただきたい。
- ・条例を作るのであれば、経済的支援について制度を立ち上げていくということは当然考えとしてあり、これを後退させているという意味ではない。
- ・条例にどう書くのが定まっていないう中で、定まったような書き方をしてしまうと、それが独り歩きするということもあるので、このたたき台の段階ではこういう書き方をしている。
- ・条例だけで定めるものではなくて、一般的にどの自治体も要綱で具体的に定めていくということになっているので、今回はこういう書き方をしていると理解していただきたい。

委員

- ・その件について私からも申しあげると、家事・育児等について書くかということは、書かなくても当然そういう支援はされるという考え方はあると思うが、条例の中に家事・育児等と書くということは、それをかなり重視しているということの表明ではある。
- ・実際の運用では同じになったとしても、条例で書くということがその姿勢を表しているということが1つ。
- ・もう1つは、見舞金がほとんどの市町村の条例で、死亡30万円、傷害10万円と横並びである。
- ・三重県が初めて都道府県で見舞金を出すことにしたが、60万円である。金額について、検討してほしい。

委員

- ・お金の問題は基本的には国の制度でやるべきものであるが、私たちの要望どおりのものが出てこなかったわけで、市町村レベルでは足りなかったものをどうフォローしていくかという部分をきめ細かくやっていただきたい。
- ・被害者支援条例に関しては、大阪市民としての権利条例である。
- ・大阪市民であれば、犯罪にあつたらこういう支援を受けられるという基本的な権利を持っているという形で考えていただきたい。
- ・何が必要かということをお皆で考えてもらい、この条例の中に必要な支援策を盛り込んでほしい。
- ・国からのお金というのは、支給まで半年から2年かかるのがざらなので、地方自治体が見舞金として、事件に遭つたらとりあえず必要なお金を出してもらえれば、葬儀でも使える。

委員

- ・骨子素案の基本理念(1)の、「個人としての尊厳が」というのは、私は非常にありがたい言葉だと思う。
- ・目的などに「権利回復」という文言を入れていただきたい。
- ・財源については、今ある制度で予算が消化できずに残っているものがあるのではないかとということ、もう1つは、ふるさと納税的に被害者支援の見舞金の基金を作って寄付を募る。

委員

- ・被害者は事件に遭うまでは市民、府民、国民であり、税金を払っている。
- ・事件に遭った途端に棄民扱いというか、国民扱いされない見捨てられた状態となり、私らはそれを体験してきた。
- ・税金をきちんと払う気持ちになるということが大事なわけで、今、良い案を言っていたいただければ、税金を気持ちよく払うという意識を高める制度作りを支援策に盛り込んでほしい。

委員

- ・事故があってから改善されるというのは非常に悲しいことであるが、それをどう今後の改善に反映していくかということが非常に重要なことであり、そういう機運も出てきている。
- ・交通犯罪の被害は誰にでも起きることだから、これは国民全体が考えなければいけないということをアピールしてほしい。

委員

- ・15番の「意見の反映」、これが非常に大事で、事件があったから考えるのではなく、被害に遭った人達の継続的な意見聴取があれば、より安全・安心なまちというものになっていくと思う。
- ・うちの集会でも、受刑者が刑務所で自殺したという情報が新聞でわかり、そのあと知らせがきたということが話題になった。
- ・刑務所から被害者に対する情報提供はどういう仕組みになっているのかという話になった。
- ・加害者が刑務所で病死しても、被害者に死因は教えてくれない。
- ・民事裁判で勝ったけれども、これが10年経つと時効になって消滅してしまうという話も出てきた。
- ・被害者の人達がいつでも集まれる場所が必要で、そこには弁護士や行政の人がいることが必要。
- ・問題解決のための集まる場は非常に大事なことである。
- ・大阪府や大阪市が一緒になり、被害者や行政の人などの関係者がそこに行けば、広範な意見聴取ができる、解決策も出るっていうことにしてもらおうと非常に良い。

委員

- ・お金の話はすごく大事である。
- ・なぜ今までお金の問題が考えられなかったかということ、話がしにくいからだと思っている。
- ・一般の人たちは、被害に遭ったら見舞金は出ていると思っている、私もそう思っていた。

- ・事件に遭った当時は、そういうものが全く何もなかった。
- ・弁護士を探すのも自分だし、どこからの援助もないということを知り、驚いた。
- ・家族のお葬式代をみんな準備していない。
- ・突然の思いもしないことで、みんな苦労しただろう、だったらその援助をしたいと思い、その意味もあって会を作った。
- ・でも、自分達だけではなかなかできない。
- ・市が見舞金を出すということは、あなたたちを応援しますよ、ちゃんと見ていますよというメッセージにもなり、とても大事なことなので、しっかりやっていただきたい。
- ・私は20年間、損害賠償の援助のことをずっと言い続けてきたが、何も解決できていない。
- ・先ほど事務局から、新聞に改正民事執行法が成立したという記事が出ていたと話された。
- ・養育費、損害賠償金などを加害者が払わない場合には、銀行口座を押さえられるようになる。
- ・加害者が勤めていたら、その給料から差し引いてもらうなど、情報をもらいやすくなるということである。
- ・このようなことは以前から少しあったが、私たちの加害者をみていると、銀行に口座が有るのか無いのかははっきりしない。
- ・こういう制度を考えるときには、加害者が仕事をしていて、住居も定められているということを前提にしているように思う。
- ・今回、改正されたということであるが、私たちの場合は、ほとんどが当てはまらないのではないかと考えている。
- ・仕事を持たない、手続きをとって給料を押さえようと思ったら仕事を辞める、行方不明になるなど、ひどいことが起きている。
- ・損害賠償の支援については、法律の中に入れてもらうことも大事であるが、条例の中にしっかり盛り込み、市でもやっていただきたい。
- ・仕事を持たない、住居も定まらない、行方不明になるといった相手を、被害者遺族が追いかけて続けることはできない。
- ・被害者に援助をした損害賠償金は、必ず加害者から回収すること、逃げ得を許してはいけない。
- ・大阪市でもこの先、加害者も被害者も出さないために必要であるので、しっかりと市に援助してほしい。
- ・援助の金額は最初から大きな金額でなくてもいいので、条例の中に書いてほしい。
- ・国がやるのを待っていたら、何十年も先になってしまうので、市独自でやっていただきたい。
- ・自分たちで一生追いつけるのはしんどいので、そういう援助をしっかりしていただきたい。
- ・私は、泣いている被害者、遺族をたくさんみてきた。
- ・あきらめてしまって悔しい思いをしている被害者も多いが、それはおかしいと思う。

委員

- ・今、被害者としての気持ちを述べられたが、日本は被害者支援、被害者援助にやさしくない国である。

- ・先ほど意見があったように、国に任せてはいけません。
- ・地方から声を上げていかなければいけないが、一番の原動力は被害者の声である。
- ・大きな交通事故が新聞に載っても、「気の毒だな」と第三者的な立場で被害のことをみただけですぐ忘れてしまうが、実際に被害に遭った人は、その時だけではなく一生苦しむ。
- ・どうしてこういった状況をもっとうまく広報する制度が日本にはないのかと思う。
- ・被害者がどれだけ苦しい思いをして、長年にわたり、一生、死ぬまでという場合も結構ある。
- ・被害者が精神的にも、経済的にも、社会的にもひどい目に遭っているということを、もっと教育の場で教えていたら理解できると思う。
- ・教育も変える、広報も変えるというように、国にも地方公共団体にも頑張ってもらいたい。
- ・ぼくは加害者側の支援もやっているが、被害者の支援の方がずっとひどい。
- ・加害者側はある程度国から支援があるが、被害者側にはそういう制度が整備されない。
- ・これを変えていくのは被害者の声であり、社会の人の声だと思う。
- ・被害者だけではなく、一般市民もそういうことをいろんなところで訴えてほしいと思う。

委員

- ・国と都道府県と市町村が一体となって頑張ってもらわないといけない。
- ・これは社会全体で、国全体で支えるという姿勢が必要なので、そのうちの一つとして、大阪市が地域として支えていただくということ。
- ・みなさんのご意見を伺っていると、やはり大阪市が今回の目玉とされている 15 番の中身がどういう形になるのか、その回数や出席者がどういうメンバーであるかといったところが重要だと思う。

委員

- ・定義のところ、犯罪被害者等が入っているが、犯罪被害者団体は明記されていないというところである。
- ・警察庁は、犯罪被害者団体と犯罪被害者支援団体という2つのカテゴリーを明記しているが、当事者個々だけではなく、当事者の集まりというものにも少し視点移していくことも大切なことではないかと思い、三人の委員の方のご意見をいただきたいと思っている。

委員

- ・まさにそのことが非常に大事。
- ・私たちが定例会で言っているのは、加害者は罪を犯した瞬間から公務員扱いだと。
- ・刑務所の中で三度の食事があり、裁判に関しては弁護士がついて、刑務所の中でたっぷり作戦を練れる時間があると。
- ・被害当事者は、他の委員も、私も事件当時は棄民扱いであった。
- ・毎日の生活のために、仕事をし、食事を作り、家族の面倒もみるという形でずっとやってきた。
- ・医療費は被害当事者に請求書がくるが、それを全然世間は理解してくれなかった。
- ・被害当事者が集まって事例が多く出てきたから、これはおかしいということで、ようやく社会が変

わってきているわけであるが、まだ不十分な制度のままだということを考えると、被害当事者が集まる場というものをきちっと作っていただきたい。

- ・被害当事者団体を銘打ってもらい、いつでも話ができる場所を作ってほしい。
- ・そこには行政の人がいつでもいて、弁護士や過去の被害者もいつでも集まって、そこでいろんな話ができる場所が必要だと思っている。

委員

- ・経済的支援については、他の委員からもあったが、もっと必要だと私も思っている。
- ・15条の当事者の意見の反映ということを目玉にしようという話なので、条例の言葉使いについても当事者の感覚を重視してほしい。

委員

- ・定義に被害者団体も入れればという話であるが、そうなったら嬉しい。
- ・長年活動しているが、自分のお金を大事に使いながらやるのが一番いいことだと思っていた。
- ・自分たちの問題なので、自分たちがお金をかき集めてやろうということから始めたが、長年続けることはしんどい。
- ・定義にも入れてもらい、何らかの支援をもう少ししてもらいたい。
- ・今でも市から支援はしてもらっていて、集会をするときに、後援名義を申請したうえで、優先で自分たちが取りたい会場が取れるようになった。
- ・それまでは何もなかったのに、それだけでも感謝しているが、もうひとつ踏み込んで、場所代を少し安くしてもらったらもっとありがたい。
- ・これはやっぱり続けてきたからこそ言えることである。
- ・被害者団体といっても沢山あるので、私たちのような自助グループに支援をしてほしいと言いくいと思ってなかなか言えなかったが、これをきっかけに、何かをクリアしたら自助グループに支援するということを考えてもらえるとありがたい。

委員

- ・定義のところを見ると、「犯罪被害者等」と書いて「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」だけであるが、意見を言おうとしたら、ひとりで言うのはよっぽど気持ちが強い人しか言えないので、それをカバーしてくれるのが自助グループだと思う。
- ・一人の遺族として、被害者自身としてもものが言えなくなったとしても、団体が残っていたらその団体が組織として言ってくれる。
- ・団体の意見を聴くということはずごく大事だと思うので、個人より団体が集まったら、国をこういうふうに変えないといけない、地方をこういうふうに変えないといけないという意見を持つと思う。

委員

- ・私も会場の優先貸出しがあれば助かると思った。

- ・条例に犯罪被害者団体と入れていただくのは、大阪市がそこに意識を持っているという意味で、すごく意義が大きいと思う。
- ・交通犯罪については一般的に無制限の保険があると思われるが、この1年間でよく相談されたのは、本人がケガを負わされて半身不随で動けない、いろんなところに相談したけれどもどうにもならないという方からの経済的なことである。
- ・比較するものではないが、死亡事件で民事裁判を起こす場合は弁護士が付くけれども、普通の傷害事件で弁護士をつける人はまずいない。
- ・相談に来る多くの方は、本人が仕事をできなくなり、家族の介助のために、家族の経済を担っている人の仕事もストップになる。
- ・もう踏んだり蹴ったりの状態であるということは知っておいていただきたい。
- ・そういう意味から、軽微と思われることでも、まず初期対応を早くしていただきたい。
- ・被害者側にも弁護士を付けてほしい。
- ・被害者の中にも声を上げる人はいるが、3か月、半年くらいは判断力が低下していることもある。
- ・行政は申請主義で、何かあったら来てくれと言うけれど、肝心な時に行くことができない。
- ・10年、20年経っても、我々みたいにこういうところで喋れる人がほとんどいない。
- ・私は交通犯罪でいったら、声をあげられない人をサポートして欲しいという意味で、軽微と思われる方、表に出ない方と申し上げた。
- ・みんな税金を払って、それぞれいろんな義務を果たしているから、日本社会がお互い支えあうという相互扶助の意識が必要。
- ・色々な所でお話しして皆さんびっくりされるが、加害者と被害者、どちらが多いか考えてみてほしい。
- ・交通犯罪の場合、一人の被害者に対して車が複数くるのではなく、1台の車で何人もの犠牲者がでるということを分かってほしい。
- ・戦後70年、昭和30年ぐらいから車がどんどん増えて、つい最近までを累計すると、死傷者累計は70年間で4,500万人くらいである。
- ・家族も巻き込まれた場合、一人の被害者に対して直近の家族だけでも、その4倍、5倍で、4,500万人を4倍、5倍したら、1億超えてしまっている。
- ・ここにお集まりの方の中にも、実は私の家族と同じという方はおられると思う。
- ・被害者は繰り返し、繰り返し被害者になっている。
- ・だから、この問題は一般犯罪、少年犯罪も含めて、誰もが我々と同じ立場になるということで、人さまのためではなく、あなたの豊かな人生を守るためということで条例があると思っている。
- ・「権利」というご意見が本当に心強い。

委員

- ・広報や学校教育で、あまりにも周知されていないというところがあり、この条例ができればもっときめ細やかな対応ができるので、そういう点を期待したい。

委員

- ・この数日、家族でも話しあったけれども、「権利」という形にしてもらおうと嬉しい。「支援」という言葉は被害者になって支援してもらおうということになっていくので、権利という言葉になったら非常にいいと。
- ・そのあと、市民の人たちが元々持っている「権利」なんだと説明したところ、「それだったら、そういう方向にしてもらったらいいな」ということを話して、今日ここに来ている。

委員

- ・たたき台について。
- ・「目的」のところでは、権利の問題や互いに支えあう地域社会というところが非常に重要なキーワードだと思うし、これは骨子案のたたき台なので、これに付け加えていくというものがあれば、意見をいただきたい。
- ・2番の「定義」のところは、先ほど出てきた「被害者団体」を入れてはどうかということがあるし、「市民等」で市内に住居を有する、勤務する、通学する人で、かなり範囲が広く取られているということである。
- ・それと、最近の傾向で二次被害をきちんと書いていただいている。
- ・他の官公庁において、関係機関等とは、やはり公的なところに限られている。

委員

- ・経済的な話で、明石市のことを補足で言うておく。
- ・300万円を上限に民事訴訟で勝った分を立て替え払いするという制度は画期的である。
- ・被害当事者は、民事裁判で勝っても犯人がどこにいるか分からない。
- ・先程意見があったように、生活状況も全然分からないし、どこに銀行預金の口座があるのか分からない。
- ・負けた被告は財産隠しするが、被害者はどうしようもない。
- ・今月の払い込みないから、次月に払ってくれという指摘もしにくい。
- ・これを行政が立替払いした場合、犯人が住所変更をしてもすぐに分かり、追いかけられる。
- ・差し押さえもできるという公権力があり、払わざるを得ないというプレッシャーになるので、そこは非常に大きい。
- ・犯罪の被害者は被害者というだけでも苦痛なのに、個人が犯人に対して取り立てまでしないといけないというのは不可能である。
- ・憲法の中に「犯罪被害者」という言葉が一つもなく、六法全書にも「被害者」の「被」の字もなかった。
- ・ようやく基本法ができてから被害者という存在が六法全書に出てきているわけで、こういう今まで積み重なった負の部分はどう変えていくか、それを変えていくということは、国民全体がこの国はまともなことをやってくれているなという見直しの気分になるような政策だと思っている。
- ・予算がないではなく、行政が取り立てて払うようにしてくれるという発想の転換をしてほしい。

委員

- ・加害者の個人の財産を調査するのは、極めて難しい。
- ・例えば、銀行に照会しても本人の同意が取れているか、裁判になって税務申告書を裁判所から取り寄せてくれ、と言って出さない。
- ・加害者には、財産のない人も結構いるだろうが、財産を持っている人もいる。
- ・今まで養育費の問題とか、債権があっても取り立てができないとか、こういう制度を新たに作るうといったのは、民事執行法によって、それで困っている人の声である。
- ・それによって被害を受けている人、権利があるのに取れないという、実質的な被害者であり、そういう声を国会は無視できなくなったということである。
- ・権利は持っているのに行使できないということなので、これを一つのきっかけにして、権利の実現というのがすごく大事なことであるから、法整備や運用をこう変えないといけないという声がどんどん出てきてほしい。

委員

- ・条例骨子素案の 16 について、入れないといけないのか、削除はできないのかという話である。
- ・ケースバイケースであるが、16 を入れることによって、本当に支援が必要な方たちが排除されてしまうのではないかという危惧を持たざるをえない。
- ・これは当事者の委員には理解いただけない部分かもしれないが、一度検討いただけないかということで提案させていただく。

委員

- ・都道府県の条例にこういう条項は無く、市町村だけである。
- ・恐らく市町村が見舞金の問題などがあり、どこかが作ってそれを全部踏襲しているというだけと思われる。

委員

- ・補足をさせていただくと、犯罪白書等によれば、今の犯罪の状況をみると、半分が親族間で起こっているという実情もある。
- ・一つの家族の中に被害、加害があり、そういう家族が、この 16 が明記されることによって、すべての支援から排除されてしまう。
- ・将来的には世代間連鎖でいろんな犯罪が起こったり、非常に不利益が起こってきて、それは社会のためにはならないということもあるので、そういう意味でもここは非常に悩ましい。
- ・あえて犯罪被害者の条例に入れるか入れないかというところは難しい問題だと思うが、検討していただく余地はあると思っている。

委員

- ・入れるとしても、今の趣旨で、適切でないと思われればどういふときなのかということをはっきりさせることによって、支援が必要な方は支援するというにしたい。

委員

- ・国の検討会でも問題になっていて、この文面は非常に悩ましいものである。
- ・犯罪を誘発するような書きぶりではなかったと思うので、もう少しすっきりしてもらえたらよい。
- ・支援を行わないことができるということは必要であるが、これは今おっしゃったような形に取れるので、もう少しはっきりわかるような形に。
- ・親族間の犯罪の中にもいろんなものがあり、犯給法のお金が出るように変えたわけなので、まとめてもらえたらよい。

委員

- ・親族間で、例えば子どもが親を殺すと、親は被害者扱いにならないのか。

委員

- ・親は被害者である。

委員

- ・それでも支援は受けられないのか。

委員

- ・国であれば、おそらく犯罪被害給付金は受けられない。

委員

- ・DVの場合で、離縁して親族関係がなくなっていたら受けられるように拡大されたくらいで、親族間犯罪は基本的に出なかったはずである。

委員

- ・被害者と加害者を混在させないでほしいとずっと思っていた。
- ・大体、加害少年たちは家族の関係が悪かったり、虐待を受けていたりするケースがある。
- ・そんな時、加害少年も被害者だと言われてきた。
- ・たとえ、どんな事情があつたとしても人の命を奪つてはいけないのだから、被害者と加害者をはっきりしてくださいとずっと言ってきた。
- ・でも委員がおっしゃるように、必要な人もいるわけなので、そこはちゃんとしないといけない。
- ・そういうことがあるとは思わなかった。

- ・加害者側にも事情があるのだと、殺された子どもの命は戻らないのに、被害者のあなたたちも分かりなさい、ということをとずっと言われてきたのが苦しかった。

委員

- ・犯罪少年は家庭環境については被害者だが、その子が暴行したことに対しては、純然たる加害者だと思う。
- ・だから、どれについては加害者、被害者と分けたらよい。

委員

- ・基本原則は忘れないようにしないといけないが、ここでは書きぶりをきちんと考えてほしい。
- ・支援が必要な人には必要なので、犯給法のお金をもらうとか、罪はどうかについては別の話で、支援が必要な家庭に必要なことをするというのが大事だと思う。

事務局

- ・補足説明をさせていただくと、見舞金の支給制度を念頭におき、例えば反社会的な団体間における犯罪等もあるので、こういった規定を設けておかないと、そういうところが非常にしんどくなってくるということも想定して、16番を入れているということもある。
- ・先ほどからおっしゃっているような事例の中で、被害者への支援というのは漏れの無いようにしないといけないと認識しているし、それを理解していただくための書きぶりは検討させていただきたい。

委員

- ・ならば「犯罪被害者等が犯罪等を誘発した」という文言を消したらどうか。
- ・単に、「犯罪被害者等に支援を行うことが適切でない」と認められる」だけ残しておいたら。

委員

- ・そこはお任せした方がいい。

委員

- ・最終的に案ができて、また、大阪市の中の法務担当のところではチェックを受けて、さらには議会にいった、そこで審議を受けてとなる。

委員

- ・情報提供すると言われるけれども、私たちのような少年事件の場合、学校が関係することも多いが、学校内の情報はなかなか出ない。
- ・少年同士となると、学校内で事件が起こったりもするが、いじめ問題も一緒に情報は出ない、出さない。

- ・そういうところも頭に入れているのか。
- ・情報提供という言葉はよく出てくるが、内容がきちんとされていないということが結構多い。

委員

- ・そのこのところも、判断として全部出すというわけにはいかない。
- ・かといって、出さない部分について、どういう判断をしてというところが問題になるわけであるが、そういうところが議論できるような場を設けるとするのは大事だと思う。

委員

- ・今回の条例の目玉は、15の被害者等の意見の反映だと思う。
- ・ここを読むと、「犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努める。」とあるが、抽象的である。
- ・これは一回きりではなく、被害者支援というのは継続性が必要である。
- ・こういう意見や要望をどういう方法で把握していくのか。
- ・ただ抽象的に書いているだけでは、どういうふうに意見を言ったらいいのかよくわからないというようなことになると思うので、条項を作るとき、もう少し具体性を帯びた条項にしてほしい。

委員

- ・事務局に聞くが、条例が成立し、それから要綱となるので、細かいことが条例制定の段階で出ないわけであるが、例えば見舞金などについては、ある程度情報を出す時がある。
- ・例えば三重県では、条例には書いていないけれども、案を出して、それが新聞に載って発表されている。
- ・15番の「意見の反映」について、細かいところまではいらなくても、概略でもう一步踏み込んだようなものが出てくれば、それはすごく注目されると思うので、そういう検討はできないか。

事務局

- ・先行自治体などを参考にしながら、こういう文言を記載している。
- ・事務局の具体的なイメージとしては、具体的なメンバーは今考えておりませんが、有識者の方や当事者団体の代表の方などで、施策の評価委員会的なものを設置し、年に一回評価していただくということもできるのかどうか検討している。
- ・条例に書き込むのであれば、審議会を設置してそこで議論をするというような方法もあるが、そうになると審議会の委員は、選定にあたって議会の承認が必要であるというような形になる。
- ・機動性をもってその時代に合った適任の方の選定といったものを考えた場合に、どういったものが一番いいかということを考えながらやっていきたいということで、こういう文言を記載している。
- ・具体的に記載するメリット、デメリットを検討しながら、今後ご指摘いただいた点について検討していきたい。

委員

- ・イメージとしては、今、懇話会をやっているが、こういうところで、「私こんなんで困っているのだけど」といって相談する被害者がいたとして、みんなでこの人のことを聴いて、こうすれば解決できるよ、ここはこんなのが必要だななど意見の集まりができればいいというのが、15番の部分である。
- ・決めるというのではなくて、とりあえず話してみようと、なにか問題があると、それはこういう法律や条例があるよというのが出てくればいいのが一つと、あと本当に困った人たちの相談窓口も、こういうものがあるといい。
- ・今、条例を作るために懇話会をやっているが、被害者の人のための和衷会を作ってくれというのは、こういう場を作ってくれという意味で言っているのだとイメージしてもらいたい。
- ・総合的な相談に行って、被害者は一回来たらそれで終わるかもしれない、何回も行ったり来たりしなくてもいいというのが非常にありがたい。
- ・週に一度でも、相談できる相手が10人いたら1時間ずつやって解決してもらえたらいい、一番理想的かなと思う。
- ・被害者の相談は一人で受けるのではなく、必要な人に必要なことをその場で全部聴いてもらう方がいいというイメージだと思っていただきたい。

委員

- ・先ほど、15番について書き込むことのメリット、デメリットについて言っていたが、それであれば、「政令市における犯罪被害者等支援条例の条文」4ページの大阪府の第8条に明記されている支援に関する指針を大阪市として検討していくということを明記することの方が、非常に重要だと思う。
- ・これを書いておかないと、例えば市役所の中のいろんな部署に来てもらい、相談に乗っていただくワンストップ支援を実現しようと思っても、そういったことを話し合う場が設定できないままになる可能性もあると思う。
- ・この8条にあるような指針を今後検討していくということを明記してはどうか。

事務局

- ・今の段階では、このような指針を策定して公表することを想定していない。
- ・大阪市において指針という形でどこまで取り組めるのが現段階では検討が十分ではなく、骨子の中に指針を作るということは明記していないが、ご指摘いただいたので、検討課題とさせていただきます。

委員

- ・要綱を作成すると言われていたので、指針ではなく要綱でもいいかと思うが、要は他の部署も巻き込んで、こういった問題がきちっと議論される場が保証されるように、条例の中に組み込んでいただくものと理解している。

委員

- ・スケールの問題もある。
- ・いろんな方に来てもらい、50人になったら会の性格自体が変わってくる。
- ・10人未満でやる会議とはずいぶん違うので、そのあたりもご検討いただきたい。

委員

- ・たたき台の8、相談及び情報提供について、相談はすごく大事である。
- ・右も左もわからない人が、どこかに行って相談する。
- ・どういう人が相談担当としてつくかという問題であるが、横浜市の条例をみると「総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を配置する」となっている。
- ・これは人材の養成にもつながるが、ある程度対応できるような経験・能力を持った人を窓口配置する。
- ・自分の力になってくれるようなことを言われなかった、得るものがなかったということにならないように、二人体制、一人では相談対応するのが大変な人も来られると思うので、相談業務はある程度専門的な知識を有する人を配置する。
- ・そのためには、人材の養成をきっちりやるということで、この相談業務は充実した内容にしていきたい。

委員

- ・だいが支援もきめ細かくなっているのだから、家族の方やきょうだいであるとか、そういう人がPTSDにかかった場合の支援であるとか、支援者がトラウマにかかってしまうという代理トラウマの問題であるとか、いろいろ細かいことはいっぱいあるので、そういうところを要綱や指針などでどこまでカバーしてもらえるのか。
- ・そこでカバーできなくても、15番の「意見の反映」というところで検討して、新しいテーマが出てきたら、そこで相談して条例あるいは要綱に反映させるのかということを検討していただくということも大事だと思う。
- ・人材の育成について、横浜市の場合は識見のある人という条件を付けている。
- ・政令市の場合は、結構人材を獲得することができるので、可能なのかなど。
- ・識見があるなどの要件を付ける場合に、自治体によってはそういう方を見つけるのがなかなか難しい時はあるが、大阪市では十分可能だと思うので検討いただきたいのと、人材育成をリンクさせるということである。

委員

- ・精神的被害からの回復に向けた支援のところであるが、警察でカウンセリング等を求められる方について、遺族は対象ではない都道府県が多い。
- ・警察庁でカウンセリング費の公費負担というものが平成28年度から始まっていて、それは各都道府

県にゆだねられているので、大阪府では遺族を対象としていない状況があると思う。

- ・その辺の実態とニーズを、きちっと押さえていく必要があると思う。
- ・私はよく、大阪だったらどこに相談に行ったらいいのか、PTSDの場合どこの先生に診てもらったらいいのかという相談を受けるが、大阪はそれほどPTSDの専門家に恵まれた状況にないというのが実情としてある。
- ・そういった専門家の養成というものも、市の方でも少し状況をみながら、被害者が相談に来たときに紹介できるようなところを確保していくということも、要綱でも検討いただきたいと思う。
- ・そう考えた時に、条例の10番が一行だけであるが、果たして一行でいいのかということところは少し気になるところで、他市、他県などをみると、もう少し具体的に書かれることも必要なと思う。

委員

- ・大阪市は大きな市なので、いろんな人材は大阪市で完結するという話があったが、必ずしも自分のところの市だけで完結するのではなくて、隣接市や関係市などと連携する形で人材養成したらいいと思う。
- ・大阪市がワンストップで聴けるようなものを作ったとしたら、そこに他市からも派遣で来てトレーニングされたらいい。

委員

- ・被害者の心の問題も、物事が解決しないからトラウマになるわけで、いろんな思いをいろんな人が多様なところに行って解決できるということになると、意外と解決すると思う。
- ・無いから心にもってしまっているので、これをどうするかが条例の問題だと思う。
- ・10ある問題が9減ったら、1つだけになるから非常に楽になるのではないかと思う。

委員

- ・エビデンス（科学的証拠）からいうと、半年間の支援が決め手と言われている。
- ・その間にきちっと支援が入れば、その後のPTSDは非常に予防ができる。
- ・大阪市が入れている発生初期段階での支援をどれだけ具体化できるかということで、それを要綱でいろいろな方の意見を聴いて作りあげることが重要課題だと思う。

委員

- ・遺族の人をたくさんみて思うが、より早く、どれだけ信頼できる人を見つけるかにかかっている。
- ・それと、法律のことや裁判など、いろんなことを出来る限り理解して、自分で判断して一緒に進む、そういうことが直後からできている人と、全くできない人とでは違うと思う。
- ・直後にどれだけの人と出会うか、どれだけ支援が受けられるか、手続きにどれだけ自分が参加できるかということがとっても大きい。
- ・大阪市は直後の支援を大きく掲げてほしい。
- ・最初ものすごく動いていた人が、やりきったときに喪失感がでてくるので、そのあともケアは大事。

- ・その人の性格や環境で違うので、ひとくくりにしないで、いろんな方法を考えてほしい。
- ・難しいかもしれないが、最初に力を入れてほしいし、あとも続けてもらいたい。
- ・いろんな人たちがいるので、いろんなことを想像しながら盛り込んでほしい。

委員

- ・大阪市のスケールメリットはすごく大きいし、インパクトも大きい。
- ・実際に運用されたら、大阪市が一つのモデルになるというのが十分に考えられることなので、条例ができて、それを運用して、それで大阪市の特徴がどれだけ活かされているのか、活かされている分を他の都市にも発信してほしい。
- ・大阪市がモデルになって、それを追いかけて、他の市町村も改善を図っていくというポジションにある自治体なので、この条例をてこに、日本のモデルを作してほしい。

委員

- ・情報提供になるが、先ほどからいかに早期につながるかという話が出ているが、私たち犯罪被害者支援委員会の弁護士も、常にそれは課題だと思っていて、特に弁護士のところに来るとするのは、なかなか精神的にハードルが高いということで、つながるまでに時間がかかることが多い。
- ・検察庁との連携はスタートしていて、地方自治体ともつながらないといけないだろうと考えているところで、支援委員会の方では、こちらから出向いてそういう話をしにいかないといけないのではないかと話している段階である。
- ・相談窓口を紹介いただくということは、それはそれでいいけれども、一度話をして、弁護士に相談した方がいいからここに電話するよとあって、また一からその話をするというのは、被害者にとってはものすごくしんどいことだと思うので、一旦相談窓口で聞いた話を担当者同士でつなげる仕組みというのを、ぜひ作らせていただきたいと思う。
- ・弁護士会に正式に通っている話ではないが、委員会ではそれを受け入れる体制は取りたいと思っているし、そういう人が集まっているので、仕組みづくりの一つとして言わせていただいた。

委員

- ・前回と今日の議論を聴いて、支援とは誰のためにあるのか、やっぱり被害者のため。
- ・我々は支援を行ううえで一番大事なのは、被害者がどういう境遇にあって何を求めているか、どうやったら被害者に寄り添えるか、こういう懇話会でいろんな議論するときも、それを一番忘れてはいけないと思う。
- ・そういうことで、懇話会はあと1回だけになったが、そういう点でもう1回、いろんな意見を言っていたらいいと思う。

委員

- ・私たち被害者とか被害者遺族は、何もかもやってもらいたいわけではない。
- ・どんなことをしても元通りの生活には戻れないけれども、もう少し前に進めるようになりたい。

- ・そのための手助けをしてくれると思ってもらいたい。
- ・それでないと、難しいと厄介に思われるのがとても悲しいので、前に進めるその手助けをするために何が必要かを考えてほしい。